

令和5年神審第19号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を懲戒しない。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年4月17日11時30分

滋賀県琵琶湖南部

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

モーターボートB

総トン数

0.4トン

登録長	4.84メートル	3.92メートル
機関の種類	電気点火機関	電気点火機関
出力	91キロワット	36キロワット

3 事実の経過

Aは、船体やや船首方に操舵区画を設け、同区画前部右舷側に舵輪、機関遠隔操縦装置、魚群探知機と一体型のGPSプロッターをそれぞれ装備したFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、令和4年4月17日08時00分滋賀県大津市所在のマリーナを発し、同県草津市立水生植物公園みずの森（以下「水生植物公園」という。）南西方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、09時00分目的の釣り場に着いて釣りを行ったのち、釣り場を移動することとし、11時00分同釣り場を発進して水生植物公園北方沖合の釣り場に向かい、11時20分同釣り場に到着し、漂泊しながら魚群探知機で魚群の状況を調べ始めた。

a受審人は、魚群の状況を調べていたところ、魚影を認めなかったことから、帰航することとし、船首を北方に向けた状態から西方の出航地に向ける予定で、11時29分50秒舵輪後方の操縦席に座った姿勢で前示釣り場を発進して左旋回を始め、11時29分52秒船首が西方に向き、出航地に向けることとしたものの、予定進路方向に漂泊中の他船を認めたことから旋回を続けた。

a受審人は、11時29分53秒草津市所在の標高86.23メートルの二等三角点下物村（以下「下物村三角点」という。）から357度（真方位、以下同じ。）1,620メートルの地点に達し、旋回を終え、船首が180度を向いたとき、正船首40メートルのところにBを視認することができ、同船が船首を東南東方に向けてほと

んど移動しないことから漂流中であることが分かる状況であったが、旋回中に認めた漂流中の他船を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、Bの至近のところで針路を同船に向く180度に定め、毎時20.0キロメートルの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行し、Bに対して衝突の危険を生じさせた。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく続航し、11時29分58秒船首至近に同船を認め、フットアクセルを緩めたものの、効なく、11時30分下物村三角点から357度1,580メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その船首がBの左舷中央部に後方から75度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北西風が吹き、視界は良好であった。

また、Bは、船体ほぼ中央に操舵区画を設け、同区画前部左舷側に魚群探知機一体型のGPSプロッターを、操舵区画前部右舷側に舵輪及び機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備したFRP製プレジャーモーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、同日06時00分滋賀県志那漁港の係留地を発し、水生植物公園北西方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、06時10分目的の釣り場に到着して釣りを行ったのち、水生植物公園北方沖合の釣り場に移動し、08時30分衝突地点付近で、船首を東南東方に向け、機関を停止して漂流を開始した。

b受審人は、電動船外機を使用して船位を保持し、立った姿勢で船首方を向いて釣りをを行うため漂流を続けていたところ、11時29分58秒衝突地点で、船首が105度を向いていたとき、左舷正横方至近に自船に接近するAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、

船首が105度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部船底外板に擦過傷を生じ、Bは、左舷中央部外板に亀裂を伴う凹損等を生じてのちに廃船処理され、b受審人が、左前腕部打撲傷等を負った。

(航法の適用)

本件は、航行中のAと漂泊中のBが衝突したもので、琵琶湖において発生したものであることから、滋賀県琵琶湖等水上安全条例が適用される。

滋賀県琵琶湖等水上安全条例第3条には航法が規定され、同条第1項には、「動力船が真向かいまたはほとんど真向かいに行き合う場合であって、衝突のおそれがあるときは、各動力船は、進路を右に転じて互いに他の動力船の左げん側を通過しなければならない。」旨、同条第2項には、「動力船が互いに進路を横切る場合であって、衝突のおそれがあるときは、他の動力船を右げん側に見る動力船は、他の動力船の進路を避けなければならない。」旨、同条第3項には、「動力船が他の動力船を追い越そうとするときは、追い越される動力船の進路を避けなければならない。」旨、同条第4項には、「動力船は、動力船以外の船舶の進路を避けなければならない。」旨、同条第5項には、「狭い水路をこれに沿って航行する船舶は、できる限り、狭い水路の右側端に寄って航行しなければならない。」旨、同条第6項には、「船舶は、切迫した危険を避けるためやむを得ない場合は、前各項の規定によらないで航行することができる。」旨、それぞれ規定されているが、本件は滋賀県琵琶湖等水上安全条例第3条各項に規定されるいずれの航法にも該当せず、航行中のAが、漂泊中のBの至近のところと同船に向けて定針して進行し、Bに対して衝突の危険を生じさせたものと認められることから、「動力

船の操船者は、正当な理由がないのに、他の船舶との衝突の危険その他の著しい危険を生じさせることとなるような方法で、自船を他の船舶に接近させることとなる操船をしてはならない。」旨規定された同条例第9条の2第3号を適用するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、琵琶湖南部において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBの至近のところで同船に向けて定針して進行し、Bに対して衝突の危険を生じさせたことによって発生したものである。

a 受審人は、琵琶湖南部において、出航地に向けて左旋回中に同地に向く予定進路方向に漂泊中の他船を認めたことから旋回を続け、同旋回を終えて定針する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、旋回中に認めた漂泊中の他船を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中のBに気付かず、同船の至近のところでBに向けて定針して進行し、同船に対して衝突の危険を生じさせて衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、b 受審人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人の行為は、本件発生の原因とならない。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年12月14日

神戸地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広